

令和7年9月25日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
70	産業廃棄物処理	仕様書に示す	8.3.27	7.9.25	7.10.2 10:00	7.10.2 10:00	①及び②を満たすもの ① 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有しない者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者であれば参加可 ② 産業廃棄物収集運搬又は処分の許可証の所持	・総品目総額決定 (市場価格調査書又は見積書提出の際、許可証の提出)
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、お問い合わせ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名(担当)：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊 (中島)

電話番号(内線)：072-949-5131 (内線:348)

FAX 番号：072-949-5313

メール：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号 70 (7.9.25)

(税抜き)

見積金額¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
1 産業廃棄物処理	仕様書のとおり	台	1		
2 内訳 別添					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
納入場所 (履行場所)	仕様書に示す		納期 (履行期限)		8.3.27
契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び担当者連絡先を記載願います。

※見積金額の算定基礎となる内訳書(直接工事費、諸経費等)を添付願います

令和7年10月2日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書提出期限: 令和7年10月1日17:00

市場価格調査書

件名リスト一連番号 70 (7.9.25)

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	産業廃棄物処理	仕様書のとおり	台	1		
2	内訳 別添					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	仕様書に示す		納期 (履行期限)		8.3.27
	契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記の件名について、市場価格調査の協力をお願いいたします
※内訳書(部材費・労務費・諸経費等)を添付願います
※内訳書様式、業者随意様式による。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
担 当 者 連 絡 先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物処理	承認	
	作成	令和7年9月4日
	変更	
	作成部隊番号	中部方面航空野整備隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、産業廃棄物（廃プラスチック類、木屑、布屑、ゴム屑、ガラス屑及び金属屑）の収集運搬及び処分について規定する。

2 作業概要

2.1 取引場所

大阪府八尾市空港1丁目-81番地 陸上自衛隊 八尾駐屯地内
細部については係官の指示に従うものとする。

2.2 容量・数量

4 t（標準寸法とする）×1台

2.3 作業日時

細部は係官と調整するものとする。

3 共通事項

3.1 統制事項

- 本作業は仕様書による他、産業廃棄物に関する各種法律及び清掃に関する法律の規定により処理するものとする。
- 本作業において仕様書に明示されていない事項について、作業実施する上で当然成すべき事項については請負業者の負担にて実施するものとする。
- 本作業において疑義を生じた場合は、係官と協議の上その指示に従うものとする。

3.2 現場管理

- 本作業により駐屯地内において建物及び物品等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において原型に復旧するものとする。
- 作業に於ける安全管理は、十分配慮するとともに清掃を確実に実施するものとする。

3.3 引渡

産業廃棄物の引渡し時、係官の立会いにより実施する。

3.4 所有権の移転

産業廃棄物の所有権は、前項の引渡を受け、受領書の提出をもって業者に移転するものとする。

3.5 作業の完了

本作業はマニフェストE票の提出を持って完了とする。マニフェストE票の提出期日は、令和8年3月27日（金）までとする。なお、産業廃棄物処理票は業者側で準備するものとする。

廃棄物資料

写 真	品 名	容 積
	<p>廃プラスチック</p>	<p>約 1 m³</p>
	<p>木屑</p>	<p>約 5 m³</p>
	<p>布屑</p>	<p>約 0.5 m³</p>
<p>写真無し</p>	<p>ゴム屑</p>	<p>約 0.4m³</p>
<p>写真無し</p>	<p>ガラス屑</p>	<p>約 0.1m³</p>
	<p>金属屑</p>	<p>約 0.5 m³</p>